

大分市若者応援条例
解説書

令和5年3月
大分市

目次

前文	2
第1条（目的）	3
第2条（定義）	3
第3条（基本理念）	4
第4条（若者の役割）	4
第5条（市民の役割）	5
第6条（地域コミュニティの役割）	5
第7条（学校等の役割）	6
第8条（事業者の役割）	7
第9条（市民活動団体の役割）	8
第10条（市の責務）	9
第11条（推進計画の策定等）	9
第12条（施策の基本となる事項）	10
第13条（議会の取組等）	12
第14条（委任）	12
附則	12

前文

現在、全国的に少子高齢化が進んでいます。同時に、大分市では進学や就職を機に市外に出ていく若者も多くなっています。社会の担い手が減ることで、まちの活力の低下が危惧され、未来を担う若者が地域の活動に限らず社会の様々な場面に参画することがより一層求められています。

こうした中、若者が夢や希望を持って生き生きと活躍するためには、若者の意見を反映する仕組みや、若者の活動に対する支援などを充実させ、若者の持つ能力や行動力を十分に発揮できる環境を整備することが必要となっています。

また、地域の活動やまちづくりへの参加を通して多様な経験を積むことは、若者自身の成長につながり、その成長を若者自身が実感することで、活動の企画段階などへの参加や社会の様々な場面での活躍が期待されます。

このような認識のもと、若者の取組を周りの人々が応援し、若者もまた地域や社会の取組に協力することで、若者が持つ活力の循環を社会に生み出すとともに、新たな世代にもその活力が循環するまちを実現するため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、本条例を制定するに至った背景や条例に託す思いを明らかにしたものであり、条例の解釈の基本となるものです。

この条例は若者を社会全体で応援することにより、若者が地域や社会の取組に関心を持って参加する流れをつくり、若者が持っている活力と行動力を社会につなげ、広げるとともに、次の世代が若者になったときにその流れが受け継がれ、同様に活躍したいと思えるまちの実現を目指し、制定するものです。

この条例における「活躍」とは、多くの人に注目を浴びる活動や、称賛される活動に限らず、日常の様々な場面で一人一人が持っている思いや願いを表現してみることも「活躍」と捉えています。

(目的)

第1条 この条例は、若者の活躍推進に関する基本理念を定め、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者及び市民活動団体の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、若者の活躍推進に関する基本的事項を定めることにより、若者の成長及び社会参画を促進し、もって若者の持つ活力が循環するまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民※1** 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) **若者※2** おおむね16歳から29歳までの者をいう。
- (3) **地域コミュニティ※3** 自治会等の地域を基盤に形成された集合体をいう。
- (4) 学校等 高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (6) **市民活動団体※4** 市内において若者の社会参画に関係する団体をいう。

【解説】

この条は、本条例における用語を定義しています。

※1 「市民」は、大分市まちづくり自治基本条例で規定する「市民」と整合性を図っています。

※2 「若者」は、成年年齢である18歳が含まれる高校生から、各学校の卒業後などに、大分市に戻ってくる年代をターゲットにしています。

※3 「地域コミュニティ」とは、自治会のほか、地域での行事を運営する団体などの地域を基盤に形成された集合体をいいます。

※4 「市民活動団体」とは、直接的に若者の社会参画に関係する活動を行う団体だけでなく、その活動が何らかの形で若者の社会参画に関係する団体をいいます。

(基本理念)

第3条 若者の活躍推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 若者が社会の担い手の一員であることを認識し、社会で活躍できるよう、社会的機運を醸成すること。
- (2) 若者の意見及び自主性を尊重しつつ、その自主的な活動に対して必要な支援を行うこと。
- (3) 若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体及び市が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携を図りながら協働して取り組むこと。

(若者の役割)

第4条 若者は、自らの活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 自らが暮らす地域に関心を深めるとともに、地域コミュニティ、市民活動団体等が取り組む活動及び市が実施する施策に積極的に参加し、又は協力すること。
- (2) 社会の様々な場面において活躍の場があることを認識し、自主的な活動に取り組み、その持てる能力及び行動力を発揮すること。

【解説】

この条は、若者に期待される役割を定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者に対して社会参画に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力すること。

【解説】

この条は、市民一人一人が、それぞれの若者の状況に応じて、情報提供やアドバイスなど、若者の社会参画や活躍推進に必要な支援をすることに努めることを定めています。市民全体で取り組むことによって若者の活躍を応援する機運の醸成にもつながっていくと考えています。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者が参加しやすい活動を実施し、及び当該活動への若者の参加を促すとともに、地域に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力すること。

【解説】

地域コミュニティは、若者にとって最も身近な社会の一つであり、様々な体験活動や異世代交流ができる場であることから、若者が参加しやすい活動になるよう心がけるとともに、若者に参加を促すことに努めることを定めています。同時に、若者が地域に興味を持ち、理解を深められるよう地域に関する情報を提供することなどを期待しています。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者の地域活動への参加、自主的な活動の促進等を通じて、若者の社会参画を支援すること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に積極的に協力すること。

【解説】

学校等の中で生まれた若者の自主的な活動をそれぞれの学校が支援することで、若者の社会参画につなげていくことができます。

近年は、学校等と地域の連携が重視されており、教育や研究を通して、若者の地域活動への参加を進める取組が行われています。そうした活動を可能な範囲で取り入れたり広報していったりすることで若者の社会参画を進めることが考えられます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者の自主的な活動に対する支援※1、若者との交流活動※2の実施等を通じて、若者の社会参画を支援すること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に積極的に協力すること。

【解説】

事業者は、当該事業所に働く若者だけでなく若者が行う自主的な活動に対して可能な範囲の支援に努めることを定めています。

※1 「若者の自主的な活動に対する支援」とは、活動資金の支援に限らず、若者が取り組むイベント・交流・会議等開催時の活動場所及び情報の提供など、それぞれの事業所において可能な範囲の支援を想定しています。

※2 「若者との交流活動」とは、事業者による催しへの参加やインターンシップによる職業体験、起業家等の経営者との意見交換などが考えられます。

(市民活動団体の役割)

第9条 市民活動団体は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) それぞれが持つ目的や理念を実現しようとする活動を通じて、若者の自己形成及び成長を支援すること。
- (2) 若者が自由に意見を言える環境づくり、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- (3) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力すること。

【解説】

第1号では、市民活動団体が行う多様な活動を通じて、若者が様々な経験を積んだり、多くの人と関わったりすることで、若者の人格やアイデンティティの形成及び成長につながることを想定しています。

また、第2号では、若者が自由に意見を言える環境をつくり、若者が本音で語れる場を提供することで、若者が何を求めているのかを把握し、情報提供や助言といった支援につなげていく役割も市民活動団体に期待しています。

(市の責務)

第10条 市は、若者の活躍推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体等の意見を反映させるよう努めるとともに、それらの者と相互に連携するよう努めるものとする。

3 市は、若者の活躍を推進するための環境整備※1を図るものとする。

4 市は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

【解説】

※1 「若者の活躍を推進するための環境整備」とは、市として若者の活躍を後押しするため、担当部局と関係する部局間の連携、協力といった体制の構築を行うとともに、条例の趣旨を踏まえてこれまで取り組んできた施策を改善したり、整理統合したりすることなどを含め、全庁的に体系立てて施策を行うことを想定しています。

(推進計画の策定等)

第11条 市は、若者の活躍推進に関する施策を実施するため、若者の活躍推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 若者の活躍推進に関する基本方針

(2) 若者の活躍推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、若者の活躍推進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、推進計画の策定に当たっては、若者をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。

4 市は、推進計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の基本となる事項)

第12条 市は、若者の活躍推進を図るため、次に掲げる事項を施策の基本とする。

- (1) 若者の意見の収集に関すること。
- (2) 若者の社会参画の仕組みに関すること。
- (3) 若者の自主的な活動に対する支援及び協力に関すること。
- (4) 交流及び連携に関すること。
- (5) 広報及び啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、若者の活躍推進のために必要な事項

【解説】

1 「若者の意見の収集に関すること」

意見の収集に当たっては、若者が慣れ親しんでいるSNSを活用することが効果的であると考えられます。また、市民全体にアンケート調査をする場合、人口比を踏まえると若者の回答数が少なくなることが予想されるので、場合によっては年代別の意見を公平に収集するために発送するアンケート数の調整をするなどの工夫を行うことも考えられます。

2 「若者の社会参画の仕組みに関すること」

若者が持つ活力や新たな発想などを生かすためには、若者に参画をしてもらう仕組みが必要となります。

他都市においては、附属機関として設置する審議会等の委員として若者を任命したり、若者会議(若者議会)※といったものに取り組んでいる自治体があります。参考にしながら、若者の持つ意見や活力を効果的に市政に反映させる仕組みづくりが必要です。

※若者会議(若者議会)は、公募等を通じて集まった若者による会議体で、主に若者の目線から市に対して事業やアイデアの提案などを行っています。

3 「若者の自主的な活動に対する支援及び協力に関すること」

条例制定に向けた調査研究の過程で若者との意見交換を行う中、自主的な活動を行う若者たちから、資金だけでなく、活動場所、広報などに対する支援や異なる世代との交流を求める声が多くありました。

具体的には、活動に対する経済的支援、活動団体の紹介に関する市の協力、市の職員からの助言などを求める声があり、そうした取組を検討していく必要があります。

4 「交流及び連携に関すること」

大分市内の若者の交流・連携だけでなく、若者とあらゆる立場の人との交流、市外にいる若者との交流・連携などを想定しています。

特に、進学や就職を機に市外へ出た若者に対して情報提供を行うなど、本市との交流を継続してもらう必要があります。また、本市に興味を持つ若者と連携する中で、本市のファンを増やしていく必要もあります。

5 「広報及び啓発に関すること」

市の施策をはじめ若者の活躍推進に関する取組について広く市民に知ってもらうとともに、市民一人一人が若者の活躍を応援するよう機運の醸成を図るため、啓発活動に取り組む必要があります。

1「若者の意見の収集に関すること」でも記載したとおり、多くの若者がSNSを通じて情報を得ていることから、どのようにSNSを使って若者に情報を届けるのかについて調査研究していく必要があります。

6 「前各号に掲げるもののほか、若者の活躍推進のために必要な事項」

1から5以外にも、主権者教育の充実、若者の就労支援などが若者の活躍推進のために必要な事項として考えられます。

(議会の取組等)

第13条 議会は、若者の活躍推進に関する施策が効果的に推進されるよう監視及び評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

2 議会は、若者と交流する機会を設け、若者の政治参画に対する意識の醸成に努めるとともに、その意見の把握に努めるものとする。

【解説】

この条は、若者の活躍推進に関して議会がどのように関わっていくかを定めています。

議会には市の施策執行等に対する監視権があることから、本条例の趣旨を踏まえ、若者の活躍推進に関する施策が効果的に推進されるよう監視、評価し、必要に応じて提言等を行います。

また、議会としても若者の政治参画意識の醸成を図るため、若年層との意見交換や若年層に特化したモニター制度などの取組を通じて、若者の意見の把握に努めることを定めています。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。